

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

	組織の状況 ※					取扱っているもの								その他
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	
1 千葉市	○				債権管理課	18	○	○	○		○	○	○	保育料
2 銚子市		○			収納特別班	3	○	○	○		○	○	○	下水道受益者負担金・保育料
3 市川市	○				納税・債権管理課	47								保育園保育料
4 船橋市	○				債権管理課	51	○	○	○		○		○	保育料・下水道受益者負担金・療育療養に関する徴収金等の強制徴収公債権・奨学金返還金・し尿収集手数料他
5 館山市			○					○	○					
6 木更津市			○					○	○				○	保育園保育料・下水道事業受益者負担金
7 松戸市	○				債権管理課	9	○	○	○		○			公営企業を除く、依頼のあった債権
8 野田市		○			取税課徴収係	22		○	○					
9 茂原市				○										
10 成田市		○			債権回収対策室	4		○	○		○			下水道受益者負担金、保育料、時間外保育料
11 佐倉市				○										
12 東金市		○			滞納整理係	9		○	○					
13 旭市				○										
14 習志野市	○				債権管理課	6	○	○	○		○	○	○	し尿処理手数料他市が保有する全ての保育料、下水道受益者負担金、し尿手数料、高校入学貸付金 児童扶養手当返還金母子福祉資金貸付金こどもルーム保育料
15 柏市		○			債権管理室	6	○	○	○		○	○	○	
16 勝浦市			○					○	○					
17 市原市			○					○	○					
18 流山市		○			債権回収対策室	3	○	○	○					保育料、下水道事業受益者負担金
19 八千代市	○				債権管理課	6	○	○	○					保育園保険料
20 我孫子市		○			債権回収室	3		○	○		○			保育園保育料、下水道受益者負担金、土地区画整理事業精算金
21 鴨川市				○										
22 鎌ヶ谷市				○										
23 君津市			○					○	○					保育園保育料
24 富津市				○										
25 浦安市				○										
26 四街道市		○			債権回収室	3		○	○					保育料
27 袖ヶ浦市				○										
28 八街市				○										
29 印西市		○			債権回収対策室	3		○	○					保育園保育料
30 白井市			○					○						滞納額50,000円以上の人
31 富里市				○										
32 南房総市			○				○	○	○					
33 匝瑳市			○					○	○					
34 香取市				○										
35 山武市		○			債権回収対策室	4		○	○			○		保育所保育料、学童クラブ利用料
36 いすみ市			○					○	○					
37 大網白里市				○										
38 酒々井町				○										
39 栄町			○					○	○					
40 神崎町				○										
41 多古町			○					○	○					
42 東庄町			○					○	○					
43 九十九里町				○										
44 芝山町				○										
45 横芝光町		○			債権回収対策室	2		○	○			○	○	保育料・児童クラブ保育料・東陽病院診療報酬
46 一宮町				○										
47 睦沢町				○										
48 長生村				○										
49 白子町				○										
50 長柄町				○										
51 長南町				○										
52 大多喜町		○			収納対策係	4		○	○	○		○	○	
53 御宿町				○										
54 鋸南町			○					○	○					
市計	6	10	9	12										
町村計	0	2	4	11										
県計	6	12	13	23										

※「組織の状況」区分

(ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。

(イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。

(ウ) 収納担当課において、税以外の徴収を行っている。

(エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取扱っている。